

知的所有権ニュース（2024年1月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

令和6年の年初にあたり、長年ご厚情をいただきました皆様に改めてご挨拶をさせていただきます。弊所は平成3年に設立され、33年目を越えることとなりました。その間、有限会社明和の設立（3年目）、諏訪インター近くへの事務所の移転（9年目）、特定侵害訴訟代理業務付記（19年目）を経て、現在に至っています。特許明細書の内容を始めとして、各種手続きのさらなる熟練と洗練を極める所存ですので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）の施行に向けた動き（続報）

今回は、この改正法に含まれる商標の改正内容に対応する商標審査基準の改訂についてご説明します。なお、本審査基準の改訂は、令和6年4月1日以降の出願に適用されます。

（1）コンセント制度の導入（商標法第4条第4項）に対応する審査基準の追加について

商標法第4条第4項「第一項第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。」に関し、新たな商標審査基準が追加されることとなりました。

この商標審査基準には、「混合を生じるおそれがない」に該当するか否かの考慮事由が詳細に記載されました。

特に、八つの考慮事由のうち、最後の「⑧商標の使用態様その他取引の実情」については、出願人と商標権者等との間の具体的な関係の例が記載されていますので、合意書の内容などを勘案する際の参考になると思います。

また、「将来の混同を生ずるおそれ」についても、どのような事情が重視されるかについて詳細に記載されています。

以上の内容につきましては、現在、パブリックコメント手続に付され、意見募集がなされています。

（2）「他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和」（商標法第4条第1項第8号）の改正に対応する審査基準の改訂について

商標法第4条第8号については、「他人の氏名」が（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）という括弧書きを伴うことにより、指定商品又は指定役務の分野において周知な氏名に限定されるとともに、上記の登録阻却事由の最後に、「又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの」という要件が付加されることによって、「他人の氏名」を含む出願について「出願人側の事情（例えば、出願することに正当な理由があるか等）」を考慮する要件を課すこととな

りました。

この商標審査基準には、「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」についての説明、「政令で定める要件」についての説明などが記載されています。

なお、簡単に言えば、出願商標に含まれる氏名と同じ他人の氏名に周知性がなく、しかも、出願人が当該氏名と関連性を有する者であり、不正の目的もなければ、他人の承諾を受けなくても、その出願商標は登録になるということになります。

以上の内容につきましては、現在、パブリックコメント手続に付され、意見募集がなされています。

2. 経済安全保障推進法による特許出願非公開制度が施行されます。

特許出願非公開制度では、特許出願に記載された出願発明のうち、後述する保全指定がなされた発明については、出願の取下げ禁止、発明の実施の許可制、発明内容の開示の原則禁止、発明情報の適正管理義務、他の事業者との発明の共有の承認制、外国への出願の禁止が課せられるものです。

具体的な手続としては、特許庁へ出願された特許出願のうち、特許庁において、特許分野による第一次審査で「公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術分野に属する発明が記載された特許出願」と認定された出願が内閣府に送付され、その後、内閣府で保全審査（第二次審査）がなされ、必要な場合には「保全対象発明」を指定します。この保全指定が行われた場合には、上記の制約が課せられます。

ここで、第一次審査は出願より3か月以内、第二次審査は10か月以内に行われるとされています。最終的に保全指定がなされない発明については、従前どおり外国出願等を自由に行うことができ、出願公開も従前どおりに行われます。

なお、この制度は、令和6年5月1日以降の特許出願に適用されます。

以上

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和6年	1月25日（木）	松本市役所
令和6年	2月16日（金）	飯田商工会議所
令和6年	3月15日（金）	飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和6年	1月18日（火）	テクノプラザおかや
------	----------	-----------